

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 25 日	
佐賀県知事 山口祥義 殿	
提出者 住 所 佐賀県鹿島市大字山浦丁1430番地30 氏 名 東亜工機株式会社 代表取締役 光武 渉 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0954-63-3236	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜工機株式会社 谷田工場
事業場の所在地	佐賀県鹿島市大字山浦丁1430番地30
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	令和7年度出荷額 67億4415万円
③ 従業員数	309名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の分別によりリサイクル率を高め、最終処分の減量に努めている。 また、雨水の流入を抑えることで、廃棄物の削減に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) リサイクル可能な製品を選定し、最終処分の減量化に取り組む。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類毎に分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 社員への啓蒙を行い、適切な分別を推進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 電子マニフェスト導入により事務作業軽減に繋がった。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	熱回収業者についての情報を収集し、処理委託先を検討する。 電子マニフェスト化100%を目指す。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項															
①現状	【前年度（令和7年度）実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	繊維くず [※]	ガラス・陶器くず [※]	鋳さい	ばいじん	水銀使用製品					
	排 出 量	33,990 t	48,290 t	6,660 t	3,390 t	2,470 t	87,940 t	1,929,020 t	0,000 t	0,022 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	繊維くず [※]	ガラス・陶器くず [※]	鋳さい	ばいじん	水銀使用製品					
	排 出 量	33,000 t	48,000 t	6,000 t	3,000 t	2,000 t	85,000 t	1,900,000 t	0,000 t	0,020 t	t	t	t	t	t

(第3面)

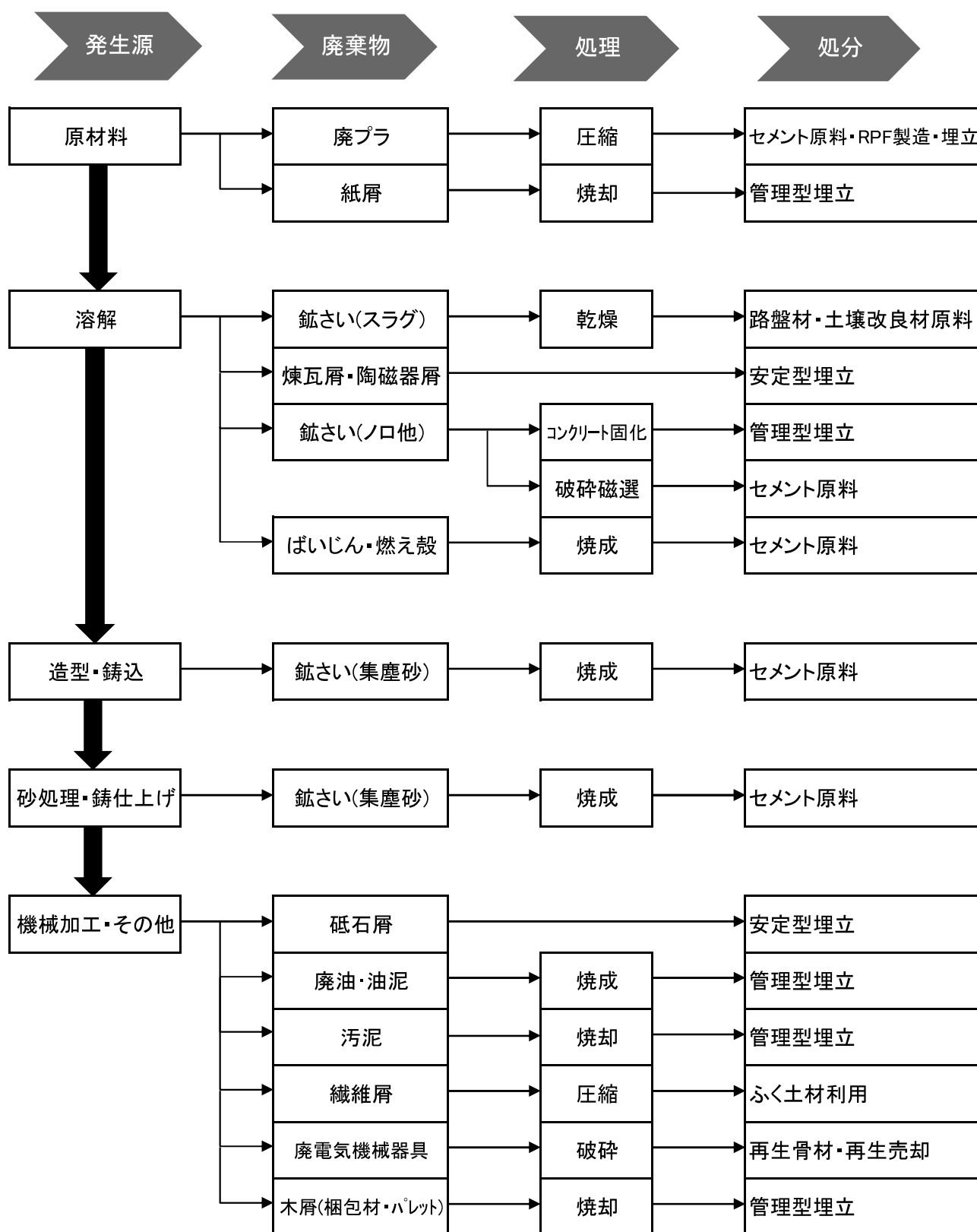
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項															
①現状	【前年度(令和7年度)実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	繊維くず [※]	ガラス・陶器くず [※]	鋳さい	ばいじん	水銀使用製品					
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	繊維くず [※]	ガラス・陶器くず [※]	鋳さい	ばいじん	水銀使用製品					
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項															
①現状	【前年度(令和7年度)実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	繊維くず [※]	ガラス・陶器くず [※]	鋳さい	ばいじん	水銀使用製品					
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	繊維くず [※]	ガラス・陶器くず [※]	鋳さい	ばいじん	水銀使用製品					
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第4・5面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項																
①現状	【前年度(令和7年度)実績】															
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	繊維くず	ガラス・陶器くず	鉱さい	ばいじん	水銀使用製品						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	繊維くず	ガラス・陶器くず	鉱さい	ばいじん	水銀使用製品						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																
①現状	【前年度(令和7年度)実績】															
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	繊維くず	ガラス・陶器くず	鉱さい	ばいじん	水銀使用製品						
	全処理委託量	33,990 t	48,290 t	6,660 t	3,390 t	2,470 t	87,940 t	1,929,020 t	0,000 t	0,022 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	33,990 t	48,290 t	6,660 t	3,390 t	2,470 t	87,940 t	10,080 t	0,000 t	0,022 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	3,330 t	0,000 t	2,470 t	0,000 t	1,929,020 t	0,000 t	0,022 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	繊維くず	ガラス・陶器くず	鉱さい	ばいじん	水銀使用製品						
	全処理委託量	33,000 t	48,000 t	6,000 t	3,000 t	2,000 t	85,000 t	1,900,000 t	0,000 t	0,020 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	33,000 t	40,000 t	6,000 t	3,000 t	2,000 t	85,000 t	10,000 t	0,000 t	0,020 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	3,000 t	3,000 t	2,000 t	0,000 t	1,900,000 t	0,000 t	0,020 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物 発生工程図



産業廃棄物管理体制

責任者及び組織

別添 2

総括責任者 東亜工機㈱ 常務取締役
廃棄物担当者 東亜工機㈱ 総務部資材課

- 1 廃棄物対策委員会
 廃棄物の発生抑制・再生利用・適正処理など、廃棄物に関する検討を行う

- 2 廃棄物処理統括責任者
 廃棄物処理方針策定
 廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認

- 3 廃棄物担当者
 廃棄物処理計画
 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
 廃棄物の処理業者・再生利用業者の調査、選定
 廃棄物処理委託契約の締結
 廃棄物管理表の交付、及び管理
 その他必要事項について

廃棄物管理組織

